

中 期 計 画

平成28年5月

公益財団法人 自転車駐車場整備センター

目 次

1. はじめに	3
2. 中期計画において取組むべき重点事項	4
(1) 新設、建替え事業による放置自転車対策の推進	4
① 施設の新設	4
② 地方都市における新たな事業展開	4
③ 建替え事業	5
(2) 大規模修繕等事業の実施による老朽化対策の取り組み	5
① 定期点検と実施計画の策定	5
② 計画的な事業の実施	6
(3) 利用者の満足度の向上に向けた良質な駐車場の整備	6
① 多様化する利用者・駐輪自転車に配慮した施設づくり	6
② キャッシュレス化による利便性の向上と柔軟な利用料金体系の構築	7
③ 防犯性の向上を目指した施設づくり	7
④ まちなかにおける放置自転車対策	8
⑤ 逆利用者や観光客等のためのレンタサイクル事業の導入	8
(4) 質の高い管理体制の確立	8
(5) まちづくり政策との連携	9
(6) 環境・健康問題や高齢化社会への対応	9
① 環境・省エネ・地球温暖化対策等に対応した取り組み	10
② 少子・高齢化社会への対応	10
③ 景観等に配慮した施設づくり	10
(7) その他	10
① 調査研究業務	10
② 安全安心な自転車交通が確保される社会の実現に貢献する啓発活動	11
③ 海外への無償供与	11
④ 広報活動	11
3. 終わりに	12

中期計画

1. はじめに

公益財団法人 自転車駐車場整備センターは、昭和 54 年の発足以来、7 期にわたり施設建設の整備目標を掲げ、約 78 万台の自転車等駐車場（以下、「駐車場」という）を整備し、駅周辺の放置自転車対策への取組みを行ってきた。この結果、三大都市圏において、箇所数で約 13%、収容台数で約 20%を占めるなど放置自転車対策の主要な担い手としてその役割を果たしてきているところである。

この間、三大都市圏における放置自転車台数は昭和 54 年の約 75 万台から平成 25 年の 9 万 5 千台と大きく減少したが、その一方で、当センターの整備の実績としては、第 7 期において設定した 5 年間で 10 万台という整備目標の達成率は約 65 パーセントに留まっている。

既に少子・高齢化を伴う人口減少時代に入り、このように全国の駅周辺における放置自転車の実態が改善されてきていることもあり、概ね 5 年間で 10 万台規模の駐車場を整備するという目標を掲げて取組むことは極めて困難な状況にあると言わざるを得ない。それとともに、自転車利用者が多様化していること、コンパクトシティの形成、東京五輪への取組みなど、まちづくりの進め方も変化してきていること等、これまでの整備目標を策定してきた時代と比べ当センターを取り巻く状況は大きく変化している。

当センターが業務開始以来 37 年を迎える中で、施設の新設とともに老朽化に伴う建替え・大規模修繕事業、機械化の推進等のハード面の整備は引き続き取り組まなければならない重要な課題である。今後は、これら「整備」の面に着目するとともに、量から質への転換が求められる中、高齢者や子育て世代、身障者、サイクリストなど多様化する利用者のニーズに対応して、サービスの向上を目指す施設の管理運営に積極的に取り組む必要がある。

駐車場はまちの顔となる中心市街地に立地しており、鉄道等との交通結節点の役割を有していることから、地方公共団体の交通ネットワークづくりやまちづくりに協力していくことも重要である。

さらに、当センターは平成 25 年度から新たに公益財団法人として位置付けられており、公益性に十分留意して事業展開を図っていくとともに、そのことを広く情報発信していくためのツールの充実等を図ることが求められている。

そのため、これまでの整備目標に換えて、平成 28 年度を初年度とし同 32 年度までの 5 年間を対象とする中期計画を策定し、当センターの今後のあるべき姿を示して的確な業務運営に取り組むこととする。

2. 中期計画において取り組むべき重点事項

(1) 新設、建替え事業による放置自転車対策の推進

放置自転車問題は、整備の進められてきた大都市圏においても、駅周辺だけでなく、商店街等のまちなかにおいても依然として存在しており、また、地方都市においても良好なまちづくりを進める上で大きな行政課題として残っている。

放置自転車の受け皿としての駐車場の整備の必要性は依然として高いものがあり、これらのニーズに対応するため、大都市圏及び地方の中心都市における駐車場の新設及び建替え等、放置自転車対策の更なる推進・改善に取り組む。

①施設の施設

地方公共団体の意向を調査したところ、今後5年間において、約5万台の整備要請が寄せられていること等が把握されており、これらのニーズに対応するため、駐車場の新設を着実に実施する。

また、全国における無料の駐車場の実態や関係地方公共団体の整備意向等を調査し、駐車場の整備・管理に要する費用は自転車を使う人が負担することが公平と考えられる「受益者負担の原則」と、それに基づく整備・管理が地方公共団体の財政負担の軽減にも寄与すること等について、利用者や地方公共団体の理解を得るように努め、有料化に向けた取組みを推進する。

また、当センターの整備手法やその優位性、実績等を全国の地方公共団体に積極的に分かり易く情報発信し、需要の拡大に繋げることとする。

②地方都市における新たな事業展開

当面、県庁所在地等地方の中心都市において積極的な事業展開を図ることとする。そのため、関係地方公共団体等からの設置要請に基づき、公有地等の提供を受けた上でセンターが駐車場を建設し、当該施設を関係地方公共団体等に貸与した上で一定期間経過後に譲渡を行う「貸与」方式も含め多様な方式を活用して広く要請に応じていくこととする。その際、当センターの管理運営体制のあり方や経営見通し等の課題も見極めて、適切に対処することとする。

③建替え事業

老朽化した当センターの直営施設については、管理期限が到来する前に、時間的余裕をもって関係地方公共団体と協議を行い、計画的に建替え事業に着手する。

また、地方公共団体所有の施設の建替え事業については、当センター活用の意向を示している地方公共団体を中心に協議を行い、推進する。

さらに、過去に地方公共団体に譲渡した施設についても、法定耐用年数を勘案して早急に建替えが必要と思われる施設は、関係地方公共団体に対し、建替え事業に向けて積極的な働きかけを行う。

なお、駅周辺において建替えを行う場合に、仮設用地の確保が大きな課題であり、そのため、適地情報の提供など関係地方公共団体との積極的な連携を図るとともに、用地取得や借地に係る費用負担の在り方についても検討していくこととする。

(2) 大規模修繕等事業の実施による老朽化対策の取り組み

直営駐車場が老朽化し、基本性能、快適性、利便性の低下等が顕在化してきており、大規模修繕等事業の実施による機能回復、施設の長寿命化が喫緊の課題となっている。そのため、特に劣化度の著しい施設を対象に、関係地方公共団体と協議の上、計画的に大規模修繕等事業を実施する。実施に当たっては、機械化の導入やコンベアの設置等利用者の利便性の向上に資する改良工事も一体的に実施する。

①定期点検と実施計画の策定

定期点検により早期に補修を行うことで施設・設備の長寿命化を図るため、供用開始後10年ごとに劣化度点検調査を実施し、大規模修繕等事業や通常修繕を計画的に実施する。

平成25年3月に策定された「大規模修繕等基本計画」に定めた対象施設に加え、劣化度点検調査により必要と判定された箇所を含めて対象施設の再整理、見直しを行うこととする。その上で、特定費用準備資金を活用する大規模修繕等事業（平成30年～同34年実施）の実施期間も含めて平成28年度から7年間に実施する実施計画の策定を行い、進捗管理を行う。

②計画的な事業の実施

平成 30 年度から実施予定の特定費用準備資金を活用する大規模修繕等事業を着実に実施する。また、平成 28 年度、同 29 年度においても劣化度が著しく、緊急性の高い施設については、上記事業に準ずる取組みを積極的に行う。事業執行に当たっては、既存施設の供用を伴いながらの取組みとなるため、利用者や関係地方公共団体、近隣協議の対象となる鉄道事業者等の協力と理解を得ながら円滑に進めるものとする。

当該計画期間中の 5 年間における目標は、事業規模約 13 億円をもって概ね 70 箇所を整備を進める。

なお、平成 34 年度までの 7 年間の目標は、事業規模約 18 億円、整備予定は概ね 80 箇所とする。

(3) 利用者の満足度の向上に向けた良質な駐車場の整備

少子・高齢化を伴う人口減少社会に入り、今後の駐車場の整備に向けては「量から質への転換」が求められる時代となっている。駐車場の利用者や駐輪自転車が多様化している状況を踏まえ、利用者の視点に立ってニーズにきめ細かく対応する付加価値の高いサービスをつくり出す取組みを具体化して、その満足度の向上を目指すことが必要である。施設の整備に当たっては、これまでに蓄積してきたセンターの実績やノウハウを活かし、全国のモデルとなる駐車場（ベストプラクティス）を明確化することとし、その効果や課題を検証する。

特に、駐車場の機械化や IT 化は利用者の利便性の向上や管理業務の効率化及びコスト削減を図る上で極めて有効であり、既存施設の機械化・IT 化に向けた改良事業を進めるとともに、新規施設については、原則として機械化・IT 化の導入を図ることとする。

①多様化する利用者・駐輪自転車の配慮した施設づくり

センターが管理する立体自走式駐車場 234 施設のうち、ベルトコンベアが設置されていないスロープが存在する施設が 164 施設あり、今後は、駐車場の利用実態を調査し、使用頻度の高いものを中心に増設・改良工事等を実施することにより、その改善に努めることとする。また、今後

は立体自走式の新設に当たっては、全てのフロアを対象に設置することとする。

また、大型車が余裕を持って駐車できる空間や幅広のラック等のあり方についても検討する。

さらに、利用者に使いやすい駐車場とするため、施設内の案内表示を統一化する等その利用方法を分かりやすく明示するとともに、一時利用者が駐車場の空き状況等をリアルタイムで知ることができるよう総合満空表示板や IT を活用した情報提供の充実を図る。

なお、立体機械式駐車場については、イニシャルコストやランニングコストが割高で採算性の観点から課題があるため、現在、当センターが管理運営している地下式機械施設において得られたデータや知見等を早急に整理した上で、センター直営方式において適用することについて検討していくこととする。

②キャッシュレス化による利便性の向上と柔軟な利用料金体系の構築

利用者の利便性や防犯性の向上のため、一定規模等の要件の整っている駐車場を中心に、自動ゲートシステム 8 箇所、電磁ロック付きラックシステム約 150 箇所、定期券更新機約 230 箇所等を積極的に設置することにより、IC カード等による料金収受のキャッシュレス化を計画的に推進する。また、定期利用者の利便性向上に繋がる新たな契約システム（Web 契約、コンビニ決済等）の導入について検討する。

こうした取り組みを活用して、地方公共団体と協議の上、定期利用料金の柔軟な設定、短時間無料制度の充実、消費税率改定に伴う利用料金の端数処理等の多様で柔軟な利用料金体系の構築を図ることとする。

③防犯性の向上を目指した施設づくり

今後の施設づくりに当たっては、「安心・安全・快適性」のサービスを利用者に提供するために、駐車場での犯罪の抑止効果が期待できる防犯カメラの設置基準の見直しを行い、レンタル方式を活用して、その設置・改良を進める。また、LED 照明の導入により安心して利用できる省エネ型の施設づくりを行う。

④まちなかにおける放置自転車対策

近年、商店街周辺における買い物客等による放置自転車対策についての要望が寄せられている。今後は商店街と連携の下、既存施設や路上において電磁ロック付きラックシステムの設置や増設などの機械化を進め、まちなかにおける買い物客等による放置自転車対策の強化を図る。

また、短時間無料制の料金体系を拡充するとともに、買い物等を目的とする子育て世代の利用者に対するベビーカー等の無償貸与等、使いやすい駐車場の実現を目指す方策について検討する。

⑤逆利用者や観光客等のためのレンタサイクル事業等の導入

関係地方公共団体の要請に基づき、学生、通勤者・営業マン等の施設の逆利用者や観光客の利便性、満足度向上を図るため、駅から会社、取引先、学校及び観光地等への移動手段として、電動アシスト自転車等によるレンタサイクル事業について、各地方公共団体等へのアンケート調査等を通じ、駐車実態や活用意向、需要見込み等を把握してその拡充のあり方について検討する。併せて、シェアサイクル事業への関与のあり方等についても検討する。

(4) 質の高い管理体制の確立

駐車場管理は、日常的な管理を実施することが中心であったが、駐車場施設の将来的な変化を想定し、施設内の清掃を定期的実施することに合わせて、修繕や機械化・IT化等施設の改良等に一体的に取り組み、総合的・計画的に機能の増進を図る管理を進める。

また、質の高いサービスを提供するため、当センターの長年の管理運営の中で培ってきた経験、ノウハウ等を生かして管理マニュアルや関係管理会社との業務委託契約において管理業務の明確化を図る。さらに、管理業務のよりきめ細かいサービスへの転換を目指し、利用者に対する適切な誘導、清掃・巡回業務、案内業務等の取り組みの充実を図るとともに、駐車場周辺の放置自転車の整理・誘導への協力等地方公共団体の自転車政策への協力業務等も実施する。

また、利用者へのサービスを担う管理員の質を高めるため、管理会社との連携の下、研修業務の充実を実現する。

(5) まちづくり政策との連携

現在、中心市街地活性化やまちなか再生に向けて、コンパクトシティ形成に資する取組みが進められている。自転車は都市内の交通ネットワーク機能の重要な担い手であり、駐車場は走行空間整備と並び自転車利用促進を図る上での車の両輪となる機能を有している。また、駐車場は鉄道との交通結節点に在り、公共交通と連携して公共交通の利用を拡大するためにも大きな役割を果たしている。一方、近年駅前だけでなく、商店街等まちなかでの放置自転車の問題が顕在化してきた。

このような状況の中で、新しいまちづくりの取組みや公共交通との連携、支援も重要な課題であり、これまでの放置自転車対策に加えて、自転車利用促進策への貢献等についても検討する。

このため、モデル都市を選定し、鉄道駅や中心市街地を含む比較的広域のエリアを対象とし、当該都市の自転車ネットワーク計画と連携したエリア全体の駐車場配置計画を策定するとともに、再開発事業等に伴う駐車場の複合機能化の検討や各駐車場の適切な料金体系のあり方について、関係地方公共団体と共同でその施策の実施等について検討する。

また、都市の災害からの安全確保も必要な取り組みであるが、地震等大規模災害発生時における自転車の有効活用の方策や駐車場の防災機能施設としてのあり方について検証するとともに、公共施設の耐震化の取り組みへの支援についても検討する。

今後、これらの取組みを行うに当たっては、関係地方公共団体だけでなく、都市行政、まちづくり政策を所管する国の機関との連携も強化する。

(6) 環境・健康問題や高齢化社会への対応

近年、まちづくりの中では、環境・健康・安全・美化等に配慮した多面的な対応が求められている。自転車交通は、日常の暮らしの中で簡便でかつ省資源、無公害型の環境にやさしい交通手段であるが、その受け皿である駐車場の整備に当たっても、今後はこれらの社会的課題の解決の要請に応えるような取組みを推進する。

①環境・省エネ・地球温暖化対策等に対応した取り組み

国等が実施する自転車専用道路等の走行空間整備に合わせ、地球温暖化対策や省エネルギー化に向けた施設づくりとして、設置箇所の実情に応じ、屋上ソーラーシステムや雨水貯留施設の設置、照明のLED化、敷地内緑化の充実等を図る。

②少子・高齢化社会への対応

少子・高齢化社会を迎え、働き方が変わっていく中で、今後は通勤・通学者人口が減少する一方、買い物や健康増進を目的とする高齢者、子育て世代等による自転車利用の増加が予想される。そのため、そうした自転車利用者等の移動負担軽減につながるように、管理室に近接した大型車専用ゾーンの充実やベルトコンベア等の整備等高齢者や子育て世代等にやさしい施設づくりを進める。

③景観等に配慮した施設づくり

地域が持つ歴史・文化、風土等を生かしたまちづくりと連携し、景観等に配慮した駐車場づくりに向けて関係自治体と協議の上、その地域の特性や街並みと調和のとれたデザインとするなど、単なる駐車するだけの施設ではなく、利用者や近隣住民の方に親しまれる施設づくりに取り組む。

(7) その他

①調査研究業務

自転車総合研究所においては、健全な自転車利用の促進を図るための調査や駐車場整備のあり方に関する調査を実施する。このため、直営駐車場等の利用実態や自転車駐車場の需要動向、立地可能性等について調査するとともに、地方公共団体自転車施策総合調査を活用し、引き続き地方公共団体の自転車施策の動向の把握や地方公共団体への情報提供を行う。

また、関係地方公共団体の要請に応じ、駐車場整備に不可欠な有料化に向けた実態調査や将来需要見込み調査を実施し、自転車駐車場整備基本計画の策定に取り組むこととする。

なお、今後は、地方公共団体によるまちづくり政策への支援策としてのコンサルティング業務のあり方についても、検討していくこととする。

②安全安心な自転車交通が確保される社会の実現に貢献するための啓発活動

自転車交通ルールを厳格化した道路交通法改正を踏まえ、国の機関と連携し、自転車交通ルールの遵守に向けたポスターやビラ、小冊子を作成し、利用者や地方公共団体等に配布するとともに、全国約 1,100 箇所の「道の駅」にも掲示するなど、自転車交通ルールの遵守を徹底する取り組みを積極的に行う。

③海外への無償供与

これまで、放置自転車対策の一環として、また資源の有効活用の観点から、地方公共団体の協力を得て、引き取り手のない撤去自転車を発展途上国へ無償供与を行ってきた実績は、約 25 万台に及ぶ。

しかしながら、昨今においては、有償譲渡している地方公共団体が増えてきており、当センターによる無償供与の実績台数は減少傾向にある。そのため、地方公共団体に当該事業について理解を深めてもらうとともに、今後は、当センターが管理する直営駐車場内において発生した長期滞留放置自転車も積極的に活用することとし、供与台数の増加を図る。

当該計画期間中における供与目標台数は、約 3 万台とする。

④広報活動

ホームページについては、内容の充実を図る等大幅な見直しを行い、対外的な情報発信力を高める。特に今後、地方展開を図る上で、必要となる当センターの整備手法やその優位性、実績等の情報を全国の地方公共団体に分かり易く発信するなど、今後も広報活動の取り組みを積極的に行う。

3. 終わりに

今後、当センターは、中期計画に基づき、「量から質」への転換に対応した駐車場の整備・管理運営に取り組んでいくこととしているが、その実施に当たっては、取り組もうとするメニューをより具体化する必要があるとともに、実現可能性の評価や工程表等による進捗管理の徹底が重要である。

そのためには、個々の施設の置かれている状況、課題等を組織全体として常に把握する体制づくりが必要であり、保有している各データシステムについて、施設の実態を十分に反映し、相互の関連性もチェックできるように内容の見直し、充実を図り、実態に即した「駐車場カルテ」を構築することとし、職員が業務に取り組む上で総合的に把握できる環境を整備する。

また、当センターを取り巻く状況は従前にも増して厳しくなっているが、その一方で、行政によるまちづくり政策との連携等、新たに取組むべき課題にも直面しており、公益財団法人として当センターの果たすべき役割は、今後も依然として大きなものがあると考えられる。

当センターとしては、その果たすべき役割の大きさ、重要性を職員一人一人がしっかり受け止めて、中期計画に基づき、直面する様々な課題等に真摯に取り組んでいくこととする。